

岩手医科大学における各学部等の人材養成および教育研究上の目的と使命に関する規程

(趣旨)

第1条 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条に則り、学則第1条第2項に基づき、本学の教育研究方針を明確にし、学部等における教育の質を保証するとともにその基準を内外に示すため、以下に各学部等の人材養成および教育研究上の目的と使命（以下「各学部等の目的と使命」という）を定めるものとする。

(各学部等の目的と使命)

第2条 医学・歯学・薬学・看護学の四学部をもつ医療総合大学としての特色を活かし、各学部間の緊密な連携のもとに人類の健康・福祉の向上に貢献することを目指す。各学部等の目的と使命を以下のとおり定める。

(1) 医学部

教育・診療・研究において、主導的役割を担う豊かな人間性を備えた人材を養成する。このために、社会、患者、保健や医療に関わる機関の期待に応え、地域や世界的な医療、社会の保健、健康増進、医学教育並びに医学研究の専門的能力を高める人材を育成する。また、人としての教養を高め、医師としての十分な知識と技能を修得させ、発展を続ける医学に対応する生涯学習のための自己啓発能力を涵養する。

(2) 歯学部

豊かな教養と人間性を涵養し、全人的医療を実践し、歯科医学、歯科医療ならびに口腔保健の進歩発展に寄与することのできる人材を養成する。

(3) 薬学部

基礎薬学から医療・臨床薬学の教育研究を通し、豊かな人間性と広い視野から問題を発見し解決する能力を備え、薬学の進歩と地域医療の発展に貢献する人材を養成する。

(4) 看護学部

人々の尊厳と権利を尊重し、最新の高度医療に対応する実践能力を持ち、自律的に責務を遂行できる看護専門職として、看護学の発展に寄与し、地域社会に貢献する人材を養成する。

(5) 全学教育推進機構教養教育センター

地域医療と国際社会に貢献する基盤として、学則に謳う人としての教養を高め、豊かな人間性を涵養する。そのため、人文科学も含めた広い意味での科学を修得し、医学、歯学、薬学、看護学、またそれらの複合領域等において、自己研鑽を継続できる人材を養成する。